

## 三重建労医療費共済 「コロナウイルス見舞金」の創設について

三重建労では、三重建労医療費共済規程の改定により、新たに「コロナウイルス見舞金」制度が創設されました。

以下の要領で見舞金の給付を行うことといたしますので、ご確認ください。

### ◆目的

三建国保の傷病手当金の対象は入院のみで、宿泊療養や自宅療養は対象外となっている。しかし新型コロナウイルス感染症では、入院措置が必要な容態にもかかわらず、病床逼迫等の理由により、医師等の指示で宿泊療養や自宅療養を余儀なくされるケースがある。こうした事態を鑑み、組合員間の公平性の観点から「コロナウイルス見舞金」を創設する。

### ◆給付対象者

新型コロナウイルス感染症の陽性者で、入院措置が必要にもかかわらず、医師等の指示で、宿泊療養または自宅療養となった場合で、医師や公的機関等（医師、病院・診療所、自治体、保健所等）による証明がある場合。

### ◆見舞金の給付額と給付回数

給付額は 50,000 円。ただし給付は 1 回限りとする。

### ◆申請方法

所属支部窓口にて、申請ください。

- ①「申請書」（別紙）に必要事項を記入。
- ②「医師や公的機関等による証明」（原本）を提出。

\*窓口で「原本」により内容を確認しコピーをとり返却します。

### ◆その他、注意事項

- ・三建国保の組合員が対象（家族は対象外）。
- ・傷病手当金と併用はできない。
- ・労災認定を受けた場合は、給付対象外。
- ・見舞金制度の施行日（2021年9月1日）以前の事例についても給付対象とする。
- ・毎月10日までの申請受付（本部必着）分について、同月28日（28日が休日の場合は翌営業日）に還付用口座に振り込む。

※組合費未納の場合は同月に給付できません。